

佐那河内村空き家片付け等支援補助金交付要綱

令和6年4月1日

要綱第8号

(趣旨)

第1条 この要綱は、佐那河内村内における空き家の有効活用と定住促進による地域の活性化を図るため、空き家情報活用制度「空き家BANK」（以下「空き家BANK」という。）に登録した空き家に係る家財道具等の処分にかかる経費に対し、予算の範囲内で佐那河内村空き家片付け等支援補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、補助金の交付に関する規則（平成14年7月10日規則第9号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 個人が居住を目的として建築し、現に居住していない（近く居住しなくなる予定のものも含む。）村内に存在する住宅をいう。
- (2) 所有者等 当該空き家に係る所有権又は賃貸若しくは売却を行うことができる権利を有する者をいう。
- (3) 空き家利用希望者 村内に定住する希望があり空き家を探している者をいう。
- (4) 空き家BANKとは、佐那河内村内に既存する空き家になった住宅（空き家となる予定の住宅を含む。）に関し、賃貸若しくは売却を希望する所有者等及び空き家利用希望者に関する登録を通して、空き家登録者及び空き家利用希望登録者に対し、情報提供を行うシステムのことをいう。
- (5) 家財道具等 空き家に使用されず放置された状態の電化製品、家具、寝具、生活雑貨及びその他家財道具をいう。

(交付対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 空き家BANKに登録した空き家の所有者等又は空き家BANKに登録されている空き家を賃貸若しくは購入した、空き家BANKに登録申請をしている空き家利用希望者
- (2) 補助金の交付を受けた日の翌日から起算して、継続して5年以上空き家

BANK に登録する意思を有する者又は村内に住所を有し、村内に補助金の交付を受けた日の翌日から起算して当該空き家に 5 年以上定住する意思を有する者

ただし、村内に住所を有する者については、補助金の交付を受けた年度内に村内に住所を有する予定の者を含む。

- (3) 国税及び地方税等を滞納していない者
- (4) 佐那河内村暴力団排除条例（平成 24 年 6 月 22 日条例第 10 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員でない者

（補助対象経費）

第 4 条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次の各号のいずれかに掲げるものとする。

- (1) ごみ収集及び運搬に係る車両、機械及び用具の賃借料
- (2) ごみ処理手数料
- (3) 特定家庭用機器リサイクル料金
- (4) 家財道具等の処分に係る委託料

（補助金額等）

第 5 条 補助金の額は、10 万円又は補助対象経費の合計に 4 分の 3 を乗じた金額のいずれか低い方の額とする。ただし、千円未満の端数は切り捨てるものとする。

2 補助金の交付は、同一申請者及び同一物件につき 1 回限りとする。

（交付申請）

第 6 条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、家財道具等の処分の前に、佐那河内村空き家片付け等支援補助金交付申請書（様式第 1 号）に次の各号に掲げる書類を添えて、村長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象経費に係る見積書の写し
- (2) 現況写真
- (3) 空き家利用希望者については空き家 BANK に登録されている空き家の賃貸借契約書又は売買契約書の写し
- (4) 申請者の直近の納税証明書
- (5) その他村長が必要と認める書類

（交付決定）

第 7 条 村長は、前条の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金を交付することが適当と認めるときは、交付金額を決定し、佐那河内

村空き家片付け等支援補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

（事業実施）

第8条 補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、家財道具等の処分作業中に発生した当該空き家に対する破損・滅失については、交付決定者の責任において復旧を行う。ただし、村長がやむを得ないと認めた場合は、この限りではない。

（実績報告）

第9条 交付決定者は、交付決定を受けた年度内において交付対象となる家財道具等の処分を完了し、完了日の翌日から起算して15日以内又は当該年度の3月31日のいずれか早いほうまでに、佐那河内村空き家片付け等支援補助金実績報告書（様式第3号）に次の各号に掲げる書類を添えて、村長に提出しなければならない。

- （1） 補助対象経費に係る領収証の写し
- （2） 家財道具等の処分作業中及び処分完了後の写真
- （3） その他村長が必要と認める書類

（補助金額の確定）

第10条 村長は、前条の規定による実績報告があったときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めるときは交付金額を確定し、佐那河内村空き家片付け等支援補助金交付額確定通知書（様式第4号）により、交付決定者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第11条 補助金額の確定の通知を受けた交付決定者は、速やかに佐那河内村空き家片付け等支援補助金交付請求書（様式第5号）を村長に提出しなければならない。

2 村長は、前項の請求書の提出があったときは、速やかに交付決定者に補助金を交付するものとする。

（交付の取り消し）

第12条 村長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。ただし、村長がやむを得ないと認めた場合は、この限りではない。

- （1） 虚偽その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

- (2) 補助金の交付を受けた所有者等が、補助金の交付を受けた日の翌日から起算して5年以内に当該空き家について空き家 BANK の登録を抹消したとき。
- (3) 補助金の交付を受けた空き家利用希望者が、補助金の交付を受けた日の翌日から起算して5年以内に当該空き家から転出したとき。
- (4) その他村長により補助金の取り消しが必要と認められたとき。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、村長が定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。